

## 市町村における事前復興の取組

## I 事前復興の取組が進んでいるもの

事前復興の取組事項	着手市町村	着手率
<b>1 復興指針第3章-1 復興に関連する応急対策</b>		
(1) 被災状況等の把握		
○No.19 県、住民等の関係者と連携し、平時から地籍調査の推進に取り組んでおく。	21/24	87.5%
○No.48 応急危険度判定コーディネーター、被災宅地危険度判定調整員の人材を事前に確保しておく。	19/24	79.2%
○No.118 処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を事前に実施しておく。	18/24	75.0%
○No.119 仮置場候補地の必要面積の選定・確保及びレイアウト・必要資機材等をあらかじめ検討しておく。	19/24	79.2%
<b>2 復興指針第3章-2 計画的復興へ向けた条件整備</b>	着手率75%以上なし	
<b>3 復興指針第4章-1 すまいの再建</b>	着手率75%以上なし	
<b>4 復興指針第4章-2 暮らしの再建</b>		
(3) 公的サービス等の回復		
○No.337 平時から業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行っておく。	19/24	79.2%
○No.387 民生委員・児童委員、地区組織役員への安否確認対象者に関する情報提供の依頼とその把握体制をあらかじめ検討しておく。	18/24	75.0%
○No.388 地域防災計画や地域福祉計画を策定・見直しする場合には、地域の社会福祉協議会や社会福祉施設等の参画を得るなど、平時から地域住民と円滑な情報共有を行っておく。	20/24	83.3%
(4) 地域社会の維持・再生・育成		
○No.452 自主防災組織の活動や訓練等を平時から支援しておく。	24/24	100.0%
○No.466 消防団を育成、強化するため、県と連携し、平時から消防団の知名度向上やイメージアップを推進しておく。	21/24	87.5%
○No.469 消防団協力事業所表示制度を事前に導入・推進しておく。	24/24	100.0%
○No.470 県と連携し、平時から自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に対する支援を行っておく。	23/24	95.8%
○No.471 県と連携し、自主防災組織に対して、平時から防災知識の普及を行うとともに、防災訓練の指導等を行っておく。	23/24	95.8%
○No.473 地域コミュニティ活動や自主防災組織をリード・サポートする人材を平時から育成しておく。	22/24	91.7%
○No.491 被災状況の調査をはじめとする復旧・復興手続きの円滑化に繋げるため、地域内に所在する文化・社会教育施設や文化財等の現状について、事前に把握しておく。	18/24	75.0%
<b>5 復興指針第4章-3 安全・安心な地域づくり</b>		
(1) 公共土木施設等の災害復旧		
○No.533 土砂災害に係る業務の講習会や研修により、平時から職員のスキルアップを図っておく。	21/21	100.0%
<b>6 復興指針第4章-4 産業・経済の復興</b>		
(3) 農林漁業の再建		
○No.729 「ため池ハザードマップ」を地域住民に平時から周知徹底しておく。	19/19	100.0%